野木町農業委員会第18回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第18回総会 会議録

- 1. 開催日時 令和3年12月20日(月)午前10時招集
- 2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
- 3. 出席委員 9名

会 長 9番 黒 須 市 郎 会長職務代理者 7番 田村良実 委員 2番 誠 1番 鈴木 誠 柿沼 3番 古 澤 清一郎 4番 渡邉初枝 5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 舘 野 アサ子 8番

- 4. 事務局職員 潮事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主事
- 5. 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願について

議案第3号 農地利用集積計画の策定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について

報告第4号 農業経営責任者変更届の受理報告について

「議事」

事務局 開会を宣言(午前10時)

議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。

議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。

(異議なしの声あり)

異議なしの声を受け、議席番号3番 古澤清一郎委員、4番 渡邉初枝委員 を指名した。書記には、尾崎主事を指名した。

議事に入る旨を告げる。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について事務局に説明を求めた。

事務局 議案第1号 受付番号57・58について関連があるため一括して説明。

受付番号57

友 沼 1筆 842㎡ 登記簿・現況ともに畑

譲渡人 A 氏

譲受人 B 氏

権利の移転 贈与による所有権移転

事由の概要 耕作の利便性を図るため

受付番号58

友 沼 1筆 687㎡ 登記簿・現況ともに畑

譲渡人 C 氏

譲受人 A 氏

権利の移転 贈与による所有権移転

事由の概要 耕作の利便性を図るため

議 長 友沼地区担当調査員の報告を求めた。

1番委員 12月15日、6番委員、地元担当の3番委員、A、B氏立会のもと現地 調査を行った。

受付番号57については、耕作の利便性を図るための贈与による所有権移転である。受付番号58については、C氏が相続した土地であるが現在もA氏が耕作しており、耕作の利便性を図るための贈与による所有権移転である。どちらの案件ついても許可に当たっては何ら問題ないと思われますので、ご審議願います。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)地元委員の意見を求めた。

3番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第1号 受付番号57、58について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、議案第2号 非農地証明願について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第2号 非農地証明願について説明。

受付番号59

若 林 1筆 1,510㎡ 登記簿 畑・現況 山林

願出人 D 氏

事由の概要 30年前から山林化しているため。

議 長 若林地区調査員の報告を求めた。

4番委員 12月14日、5番委員、地元担当の9番委員、地元推進委員と代理人立 会いのもと現地調査を行った。

D氏は相続にて願出地を取得したが、30年前から山林化しており地籍調査を機に本願出にいたったとのことである。

証明にあたっては何ら問題ないと思われるので、ご審議願います。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

9番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第2号 受付番号59について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、議案第3号 農地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第3号 農地利用集積計画の策定について説明。

整理番号3-52

更 新 友 沼 2筆 計1,526㎡ 現況 田および畑

設定する者 設定を受ける者 F 氏

期 間 令和4年1月1日から令和8年12月31日

利用権の種類 使用貸借権

整理番号3-53

新 規 中 谷 5筆 計4,539㎡ 現況 田

設定する者 G 氏設定を受ける者 H 氏

期間 令和4年1月1日から令和9年12月31日

利用権の種類 使用賃借権

整理番号3-54

新規中谷 1筆 862㎡ 現況 田

設定する者 G 氏 設定を受ける者 I 氏

期間 令和4年1月1日から令和9年12月31日

利用権の種類 使用貸借権

整理番号3-55

新 規 中谷・丸林 3筆 計3, 157㎡ 現況 田

設定する者 G 氏設定を受ける者 J 氏

期間 令和4年1月1日から令和9年12月31日

利用権の種類 使用貸借権

整理番号3-56

新規中谷 1筆 976㎡ 現況 田

設定する者 K 氏 設定を受ける者 H 氏

期間 令和4年1月1日から令和13年12月31日

利用権の種類 使用貸借権

整理番号3-57

新 規 潤 島 4筆 計3,113㎡ 現況 田

期 間 令和4年1月1日から令和6年12月31日

利用権の種類 使用貸借権

整理番号3-58

新 規 友沼·野木 2筆 計1,298㎡ 現況 田

設定する者 N 氏 設定を受ける者 O 氏

期間 令和4年1月1日から令和13年12月31日

利用権の種類 賃借権

借 賃 10aあたり玄米30kg

借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号3-59

新規野木 2筆計1,243㎡現況田

設定する者 設定を受ける者 O 氏

期間 令和4年1月1日から令和6年12月31日

利用権の種類 賃借権

借賃 10aあたり5,000円借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号3-60

新 規 南赤塚・中 谷 3筆 1,521㎡ 現況 田・畑

設定する者 設定を受ける者 利用権の種類 所有権

対 価 457,000円

対価の支払期限 令和4年1月31日

整理番号3-61

新規南赤塚 1筆 584㎡ 現況 田

設定する者 S 氏 設定を受ける者 R 氏 利用権の種類 所有権

対 価 176,000円

対価の支払期限 令和4年1月31日

整理番号3-62

新 規 野 木 1筆 1,955㎡ 現況 田

設定する者 T 氏

設定を受ける者 R 氏

利用権の種類 所有権

対 価 600,000円 対価の支払期限 令和4年1月31日

整理番号3-63

新規南赤塚 1筆 1,291㎡ 現況 田

設定する者 U 氏 設定を受ける者 V 氏

期間 令和4年1月1日から令和13年12月31日

利用権の種類 使用貸借権

議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第3号 農地利用集積計画の策定について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について説明。

受付番号209

南赤塚 7筆 計15, $706 \, \mathrm{m}^3$ 登記簿・現況ともに田および畑権利を取得した者 W 氏取得した権利 所有権

受付番号211

友 沼 9筆 計1,578㎡ 登記簿・現況ともに田および畑権利を取得した者 B 氏取得した権利 所有権

- 議 長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げ、次に、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理報告につい て事務局の説明を求めた。
- 事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理 報告について説明。

受付番号56

丸 林 2筆 182㎡ 登記簿・現況ともに山林および田、畑

届出者 Y 氏

事由の概要 農家住宅敷地拡張

- 議 長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について、事務局 の説明を求めた。
- 事務局 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告につい て説明。

受付番号228

中 谷 1筆 1,290㎡ 現 況 田

 賃貸人
 Z
 氏

 賃借人
 AA
 氏

解約理由 賃借人の都合による

合意解約日 令和3年11月29日

- 議長この案件については、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第4号 農業経営責任者変更届の受理報告について、事務局の説明を求めた。
- 事務局 報告第4号農業経営責任者変更届の受理報告について説明。

受付番号60

届出人 AB 氏

変更前の経営責任者 AC 氏 変更後の経営責任者 AB 氏 変更理由 死亡のため

議 長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。 議案第1号から第3号、報告第1号から第4号の全ての審議の終了を告げた。 た。次にその他について、事務局に諮った。

事務局 ①農地の賃貸借について

- ②農業経営意向調査について
- ③配布資料について

他にあるか諮った。(別になしの声あり) 以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前11時00分)